

新規上場申請に伴う提出書類一覧表（アンビシャス）
（株 券）

規…有価証券上場規程

審…株券上場審査基準

公…上場前の公募又は売出し等に関する規則

書 類 名	提 出 時 期	提 出 部 数	根 拠 規 程	備 考
1. 有価証券上場申請書	上場申請日	1	規第3条①	予備申請の際は有価証券上場予備申請書
2. 上場申請有価証券訂正通知書	事由発生後直ちに	1	〃	
3. 上場申請決議取締役会議事録(写)	上場申請日	1	〃 ②(1)	上場申請日以後は開催の都度提出。ただし、電子開示手続き(EDINET)により提出が行われている場合には、当該書類の提出は不要
4. 取締役会、株主総会の議事録(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員会の決議又は取締役会の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、指名委員会等の決議又は執行役の決定を含む。)(写)(申請事業年度)	〃	各1	〃 ⑤(1)	
5. 登記事項証明書	〃	1	〃 ②(2)	公募等に係る有価証券届出書と同一の記載内容とすることができる
6. 定款(原本証明付)	〃	1	〃 (3)	
7. 上場申請のための有価証券報告書(Iの部) (監査報告書添付)	〃	2	〃 (4) (〃 ⑦)	北海道に本店又は主要事業所等を有しない場合
8. 反社会的勢力との関係がないことを示す確約書	〃	1	規第3条②(6)	
9. 北海道における事業活動及び事業計画の状況等北海道との関連性を記載した書面	〃	1	〃 (7)の2	規第3条②(7) 規取扱2(3)
10. 推薦書(アンビシャス上場対象企業に適合している旨及びその理由を記載)	〃	1	規第3条②(7)の3	
11. 公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面	〃	1	〃 (8)	〃 ⑧
12. 投資に関する説明会を開催する旨を記載した確約書	〃	1	〃 (8)	
13. 監査概要書	〃	1	〃 ⑧	規取扱2(4) b
14. 諸規則(写)(株式事務取扱規程(原本証明付)を含む)	〃	1	規取扱2(4) b	
15. 株主総会招集通知及びその添付書類(写)(最近1年間)	〃	1	〃 c	〃 m
16. 株式事務代行委託契約(内諾)書、覚書(写、原本証明付)	〃	1	〃 m	

書類名	提出時期	提出部数	根拠規程	備考
17. 次の事項を記載した書類				
(1) 事業の内容	上場申請日	1	規取扱 2 (4) o(a)イ	
(2) 今後の事業計画	〃	1	〃 ロ	
(3) 特別利害関係者との取引内容	〃	1	〃 ハ	
(4) 業界及び取引先の状況	〃	1	〃 ニ	
18. 最近 2 年間に於ける連結子会社に関する決算報告書	〃	1	〃 (b)	
19. 最近 1 年間に合併を行っている場合には、被合併会社の財務諸表等	〃	1	〃 (c)	
20. 上場申請に関する宣誓書		1	規第 3 条の 2	
21. 主要な事業活動の前提となる事項について	上場承認まで	1	規取扱 2 (4) c の 2	
22. 上場契約書	〃	1	規第 7 条①	
23. 取引所規則の遵守に関する確認書		1	規第 6 条の 4 ①	
24. 「上場申請のための有価証券報告書」及び「上場申請のための四半期報告書」に不実の記載がないと新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面	〃	1	〃 ②	
25. コーポレート・ガバナンスに関する報告書	〃	1	規第 6 条の 5	上場承認までに提出、上場日に TDnet を通じて登録
26. 純資産の額計算書		1	審第 6 条①(2) 審取扱 5 (2)	公募により形式基準を充足する場合
<公募等を行う場合>				
27. 公募又は売出予定書	上場申請日後遅滞なく	1	審取扱 2 (2) b (a)イ 公第 3 条	
28. 公募等の価格決定のお知らせ（プレスリリース）	決定後直ちに	1	〃 の 3 ②	
29. 公募又は売出実施通知書	申込期間終了の日から起算して 3 日以内	1	〃 の 6 審取扱 2 (2) b(a)ハ	
30. 委託販売に係る事務委託契約書	上場承認まで	1	公取扱 1 条の 4 ②	委託販売を行う場合であって未契約の元引受会員がある場合
31. 委託販売の組成の要領に関する通知書及びその添付書類	決定後直ちに	1	〃	
32. 上場前の公募等に係る配分指針	〃	1	公第 3 条の 4 ②	
33. ブックビルディング方式の場合、次の書類				
(1) ブックビルディングの方式に関する指針	〃	1	〃 11	
(2) 公開価格に係る仮条件決定のお知らせ（プレスリリース）	〃	1	〃 12	
34. 非会員金融商品取引業者が元引受契約等	契約後遅延なく	1	公第 3 条の 7	

書 類 名	提 出 時 期	提 出 部 数	根 拠 規 程	備 考
を締結する場合 契約書(写)				
35. 入札の場合、次の書類 (1) 特別利害関係者一覧表 (2) 人的関係会社及び資本関係会社の一覧表及び役員名簿 (3) 従業員名簿 (4) 競争入札事務委任契約書 (5) 類似会社比準価格の算定書 (6) 入札下限価格決定のお知らせ(プレスリリース) (7) 落札者名簿 《第三者割当等による募集株式の割当等を行っている場合》	上場申請日 " " 上場承認まで 決定後直ちに " 落札結果通知日から 起算して3日以内	1 1 1 1 1 1 1	規取扱2(4)h " i " k 公第5条 公取扱3条(4) " 公第8条②	
36. 継続所有等に関する確約書	上場申請日(上場申請日以後のときには発行後遅滞なく)	1	公第17条① " 第19条 公取扱15条③ " 18条③	直前事業年度の末日の1年前の日以後、第三者割当等による募集株式、募集新株予約権の割当を行っている場合
37. 第三者割当等による募集新株又は取得株式等の譲渡に関する通知書	"	1	公第18条② 公取扱15条②(3)	割当を受けた者が割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合
38. 第三者割当等による募集新株予約権又は取得株式等の譲渡に関する通知書	"	1	公第19条 公取扱18条②	割当を受けた者が当該新株予約権又は取得株式等の譲渡を行った場合
39. ストックオプションとしての新株予約権がある場合 (1) 継続所有等に関する確約書 (2) 新株予約権の割当等に関する取締役会議事録(委員会設置会社にあつては執行役の決定があつたことを証する書面を含む) (3) 新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書面	" " "	1 1 1	公取扱19条④(1) " (2) " (3)	

書 類 名	提 出 時 期	提出部数	根 拠 規 程	備 考
40. ストックオプションとして新株予約権の行使等により取得した株式等がある場合 (1) 継続所有等に関する確約書	上場申請日(上場申請日以後のときには発行後遅滞なく)	1	公第 20 条の 2	
(2) 新株予約権の割当等に係る株主総会及びその割当に関する取締役会の議事録(委員会設置会社にあつては執行役の決定があつたことを証する書面を含む。)	〃	1	公取扱 19 条の 2 ③(1)	上場申請日前に行使している場合、確約書に添付
(3) 新株予約権の割当に関する契約内容を証する書面	〃	1	〃 (2)	〃
＜その他該当する場合に提出する書類＞				
41. 分割前の上場申請を行う場合、当該分割に係る会社法第 794 条第 1 項又は会社法第 803 条第 1 項各号に規定する書面(写)	〃	1	規取扱 2 (4)n	上場会社の人的分割により設立される会社又は上場会社から営業を承継する会社
42. 会社法第 416 条第 4 項に基づき執行役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面	〃	1	〃 の 3	指名委員会設置会社である場合
43. 会社法第 399 条の 13 第 5 項に基づき取締役役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面	〃	1	〃 の 4	監査等委員会設置会社である場合
44. 親会社等の事業年度若しくは中間会計期間に係る直前の決算の内容を記載した書面	〃	1	〃 の 5	親会社等を有している場合
45. 支配株主等に関する事項を記載した書面	〃	1	規取扱 2 (4)p	支配株主等を有している場合
46. 経営上重大な事実等が発生した場合に、当該事項に係る報告書	事由発生後直ちに	1	規第 3 条⑤(2)	
47. 財務局長等に有価証券の募集又は売出しに関する届出若しくは通知書を提出した場合。 有価証券届出書(訂正含む)及びその添付書類(写)	財務局長等に提出後直ちに	2	規第 3 条⑤(3) a	
有価証券届出効力発生通知書(写)	〃	1	〃 b	
有価証券通知書(変更含む)及びその添付書類(写)	〃	2	〃 c	

書 類 名	提 出 時 期	提 出 部 数	根 拠 規 程	備 考
48. 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合。				電子開示手続(EDINET)により、提出が行われている場合には、提出不要
発行登録書(訂正を含む)及びその添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類(写)	実施後直ちに	2	規第3条⑤(4)a	
発行登録効力発生通知書(写)	実施後直ちに	1	規第3条⑤(4)b	
発行登録追補書類及びその添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類(写)	〃	2	〃 c	
発行登録取下届出書(写)	〃		〃 d	
49. 財務局長等に以下の書類を提出した場合。				〃
有価証券報告書(訂正含む)及びその添付書類(写)	財務局長等に提出後直ちに	2	規第3条⑤(5)a	
半期報告書(訂正含む)(写)	〃	2	〃 b	
四半期報告書(訂正含む)(写)	〃	2	〃 c	
臨時報告書(訂正含む)(写)	〃	1	〃 d	
自己株券買付状況報告書(訂正含む)(写)	〃	1	規則3条⑤(5)e	
公開買付届出書(訂正含む)、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書(訂正含む)(写)	〃	1	〃 f	
公開買付意見表明報告書(訂正含む)(写)	〃	1	〃 g	
大量保有報告書(訂正含む)及び変更報告書(訂正含む)(写)	〃	1	〃 h	
内部統制報告書(訂正含む)(写)	〃	1	〃 i	
50. 財務局長等に以下の書類が提出され、当該提出者から送付を受けた場合。				〃
公開買付届出書(訂正含む)、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書(訂正含む)(写)	提出者から送付を受けた後直ちに	1	規第3条⑤(6)a	
大量保有報告書(訂正含む)及び変更報告書(訂正含む)(写)	〃	1	〃 b	
公開買付意見表明報告書(訂正含む)(写)	〃	1	〃 (7)	

書 類 名	提 出 時 期	提 出 部 数	根 拠 規 程	備 考
51. 上場日が申請事業年度開始日以後3か月を経過した後となる場合。 上場申請のための四半期報告書（申請事業年度第1四半期）（四半期レビュー報告書添付）	遅滞なく	2	規第3条⑥(1)	
52. 上場日が申請事業年度開始日以後6か月を経過した後となる場合。 上場申請のための四半期報告書（申請事業年度第1及び第2四半期）（四半期レビュー報告書添付）	〃	2	規第3条⑥(2)	
53. 上場日が申請事業年度開始日以後9か月を経過した後となる場合。 上場申請のための四半期報告書（申請事業年度第1、第2及び第3四半期）（四半期レビュー報告書添付）	〃	2	〃	